令和4年度

事　業　概　要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所　基本理念

１　厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。

２　食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における食肉の衛生確保に努めます。

３　「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られるると畜検査の実施に努めます。

４　検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに基づいたと畜検査の実施に努めます。

目　　次

基本理念

第１章　食肉衛生検査所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2　組織・機構 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3　検査所職員配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4　名古屋市と畜場法施行細則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5　食肉衛生検査所長委任規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

6　名古屋市食肉衛生検査所処務規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7　公所長以下代決規程（抜すい）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

8　職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

9　特殊勤務手当規則(抜すい) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

10　と畜検査手数料等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

11　食肉衛生検査所(建物)平面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

12　検査関係主要備品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

13　名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備) ・・・・・・・・・・・・・・ 17

14　食肉衛生検査所への交通案内図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

15　南部市場全図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第２章　と　畜　検　査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1　と畜検査の概要

(1)　と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(2)　と畜検査の結果に基づく措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(3)　精密検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(4)　動物用医薬品検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(5)　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

2　と畜検査頭数

(1)　月別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(2)　と畜検査頭数の推移(平成 30 年度～令和 4 年度) ・・・・・・・・・・・・・ 23

(3)　産地別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

3　と畜検査結果に基づく措置

(1)　とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(2)　全部廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(3)　一部廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

(4)　事故畜と室におけると畜検査(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

4　精密検査件数

(1)　総計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

(2)　牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(3)　子牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(4)　豚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
5　食品中の残留動物用医薬品検査結果
(1)　検査頭数及び検査項目数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(2)　行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第 3 章　衛生監視指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
1　中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等
(1)　衛生監視指導実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(2)　微生物検査等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(3)　外部検証連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
2　市内食鳥処理施設における衛生指導等
(1)　食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別・・・・・・ 39
(2)　食鳥処理施設の監視指導件数、区別・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(3)　認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別・・・・・・・・・・・・・ 41
(4)　微生物検査件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3　輸出食肉衛生証明書発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第 4 章　講習会・研修・見学等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
1　衛生講習会、見学等の実施
(1)　衛生講習会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
(2)　見学者の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
(3)　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
(4)　衛生講習会、見学等実施回数及び参加者・・・・・・・・・・・・・・ 45
2　イベント等における普及啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
3　研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第 5 章　調　査　研　究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
1　研究発表抄録
(1) と畜場に搬入される豚のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）の保有状況及び性状解析調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
(2) 名古屋市南部と畜場における外部検証の実施状況 ・・・・・・・・・・・ 51
(3) 名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
2　研究・発表一覧（平成 22 年度～令和 4 年度）・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第１章　食肉衛生検査所の概要

1　沿革

昭和 6 年 9 月　中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場
昭和 25 年 5 月　屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。　と畜検査員 3 名
昭和 28 年 7 月　組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部（その後民生局）に再編、衛生局の所管となる。
昭和 28 年 8 月　屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。
昭和 30 年 10 月　愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。
名古屋市と畜場 3 名　小田井と畜場 2 名　計 5 名
昭和 37 年 4 月　公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。
検査第一係 4 名　検査第二係 4 名　計 8 名
昭和 40 年 3 月　小田井と畜場改築
昭和 40 年 6 月　食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。
所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名
計 14 名
昭和 41 年 3 月　食肉衛生検査所建物完成
昭和 45 年 3 月　増設工事完成(微生物室、その他)
昭和 45 年 4 月　管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。
所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名
検査第三係(小田井と畜場) 5 名　計 22 名
昭和 46 年 4 月　検査第一係 4 名となる。　計 23 名
昭和 48 年 4 月　検査第三係 7 名となる。　計 25 名
昭和 48 年 6 月　小田井と畜場検査室改築完成
昭和 49 年 4 月　検査第二係 10 名となる。　計 26 名
昭和 59 年 4 月　検査第一係 5 名となる。　計 27 名
昭和 63 年 1 月　増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)
平成 元年 12 月　庁舎改修工事完成
平成 3 年 3 月　庁舎改修(倉庫、車庫)
平成 3 年 4 月　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。
平成 5 年 11 月　庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)
平成 6 年 4 月　主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務)　1 名
平成 6 年 6 月　小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)
平成 7 年 4 月　検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。
所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名
検査第二係 13 名　計 24 名
平成 8 年 11 月　庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)
平成 8 年 12 月　と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。名古屋市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名（うち嘱託 3 名）となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名)、 検査第一係 6 名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係（指導管理係 6 名・検査係 18 名（うち嘱託 2 名)） 1 主査（監視指導・検査管理）となる。 健康牛の BSE 検査を廃止。 市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。	計 26 名
平成 30 年 6 月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化（と畜場法改正）	
平成 31 年 4 月	嘱託(業務補助)1 名増員	計 27 名
令和 2 年 4 月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行。 指導管理係長の職種を主事から獣医師に変更。	計 27 名

令和 3 年 6 月　　と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化に伴い、外部検証を開始。

2　組織・機構

市長―副市長―健康福祉局長―健康部長―食肉衛生検査所長

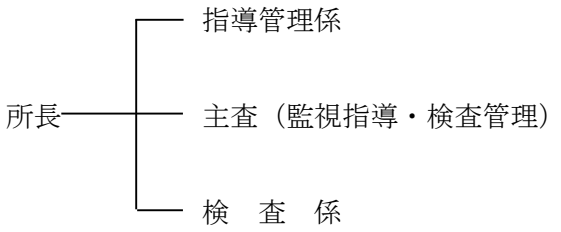

3　検査所職員配置

（令和４年４月１日現在）

区　　分		と畜検査員	事務職員	と畜検査補助員	計
所　　長		1	－	－	1
指導管理係	係　長	1	－	－	6
	主　事	－	1	－	
	獣医師	4	－	－	
主査（監視指導・検査管理）	主査	1	－	－	1
検査係	係　長	1	－	－	16
	獣医師	15	－	－	
会計年度任用職員（検査補助）		－	－	2	2
会計年度任用職員（業務補助）		－	1	－	1
計		23	2	2	27

4　名古屋市と畜場法施行細則

昭和 59 年 4 月 1 日
規則第 63 号
最終改正令和 2 年規則第 123 号

（と畜場設置の許可申請）

第１条　と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第４条第１項の規定による許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書（第１号様式）に名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成 12 年名古屋市条例第 47 号）に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

（と畜場の変更及び廃止の届出）

第２条　法第４条第３項の規定による届出をしようとする者は、と畜場構造設備等変更届（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

２　と畜場の設置者は、と畜場を廃止したときは、廃止後５日以内にと畜場廃止届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（と畜場設置の許可を与えない場所）

第３条　法第５条第１項第３号に規定する場所は、次のとおりとする。

(1)　低湿で排水が充分でない場所

(2)　学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲から 100 メートル以内の場所（構造設備の状況により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものを除く。）

(3)　その他市長が特に公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所

（と畜場の衛生保持）

第４条　と畜場の設置者又は管理者は、法第６条に規定するもののほか、と畜場内の汚染防止その他公衆衛生の保持をはかるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　関係者以外の者をみだりにと畜場に出入りさせないこと。

(2)　食肉運搬用器具及び車両は、清潔で衛生的なものでなければと畜場に出入りさせないこと。

(3)　その他名古屋市食肉衛生検査所長（以下「食肉衛生検査所長」という。）が公衆衛生上必要と認めて指示した事項

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者の配置及び変更の届出）

第５条　法第７条第６項（法第 10 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、衛生管理責任者・作業衛生責任者配置・変更届（第３号様式の２）にと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号。以下「規則」という。）第５条第２項に定める書類を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第６条　と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、法第９条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　清潔な衣服及びゴム長靴を着用すること。

(2)　肉刀類を常に清潔で衛生的な容器に入れておくこと。
(3)　その他食肉衛生検査所長が公衆衛生上必要と認めて指示した事項
（と畜場使用料及びとさつ解体料の認可の申請）
第７条　法第 12 条第１項の規定により、と畜場使用料若しくはとさつ解体料の額の認可を受けようとする者又は認可を受けたと畜場使用料若しくはとさつ解体料の額を変更しようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書（第４号様式）又はと畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。
（自家用とさつの届出）
第８条　法第 13 条第１項第１号の規定による届出をしようとする者は、自家用とさつ届（第６号様式）にとさつしようとする獣畜の健康診断書を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
（自家用とさつ解体について遵守すべき事項）
第９条　法第 13 条第１項第１号又はこれに係る同条第２項ただし書の規定により、と畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　獣畜のとさつ又は解体は、法第５条第１項第１号及び第２号に掲げる場所その他公衆衛生上危害を生ずるおそれがある場所で行わないこと。
(2)　血液、内臓及び汚物は、埋却、焼却その他の方法により汚染防止の措置を講ずること。
（と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請）
第 10 条　と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号。以下「令」という。）第４条第２号の規定による許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。
（と畜検査の申請）
第 11 条　法第 14 条の規定による検査を受けようとする者は、と畜検査申請書（第８号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
（と畜場外への持出しの許可申請等）
第 12 条　令第５条第１項第１号の許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書（第９号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
２　令第５条第１項第２号の許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書（第 10 号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
３　令第５条第１項第３号の許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書（第 11 号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。
４　食肉衛生検査所長は、令第５条第１項第１号から第３号までの許可をしたときは、と畜場外への持出し許可書（第 12 号様式）を交付する。
（検印及びと畜場番号）
第 13 条　令第９条の規定による検印の押印は、と畜検査員が行う。
２　規則様式第１号の規定によるとと畜場番号は、次のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
名古屋市南部と畜場	2

（書類の経由）

第14条　この規則により市長に提出すべき書類は、食肉衛生検査所長を経由して提出しなければならない。

附　則（令和２年規則第123号）

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

5　食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日
規則第 39 号
最終改正令和 3 年規則第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

(1)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 3 条による許可及び第 6 条第 1 項による変更の許可に関すること。

(2)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 12 条第 6 項、第 14 条及び第 17 条第 1 項第 4 号による届出の受理に関すること。

(3)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 1 項から第 3 項までによる食鳥検査に関すること。

(3)の 2　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項による確認規程の認定及び同条第 2 項による確認規程の変更の認定に関すること。

(3)の 3　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 7 項による報告の受理に関すること。

(3)の 4　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 8 項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。

(3)の 5　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 9 項による指導及び助言に関すること。

(3)の 6　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 20 条による措置に関すること。

(3)の 7　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 37 条第 1 項による報告の請求並びに第 38 条第 1 項による立入り、検査、質問及び収去に関すること。

(3)の 8　と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 7 条第 6 項(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。

(4)　と畜場法第 13 条による届出の受理及び指示に関すること。

(5)　と畜場法第 14 条による検査及びと畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 5 条による許可に関すること。

(6)　と畜場法第 16 条による措置に関すること。

(7)　と畜場法第 17 条による報告の徴収又は立入検査に関すること。

(8)　と畜場法第 18 条第 1 項による施設の使用制限又は停止命令及び同条第 2 項によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又はとさつ若しくは解体を行うことの禁止に関すること。

(9)　牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第 7 条第 2 項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に

規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附　則（令和３年規則第69号）

この規則は、令和３年６月１日から施行する。

6　名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日
達第 23 号
最終改正　令和 3 年達第 35 号

第 1 条　名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。
第 2 条　所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2　所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。
第 3 条　検査所に次の組織を置く。
　指導管理係
　主査（1）
　検査係
2　係の分掌事務は、次のとおりとする。
　指導管理係
(1)　文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
(2)　人事及び予算経理に関すること。
(3)　手数料の徴収に関すること。
(4)　と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関すること。
(5)　所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
(6)　他係の主管に属しないこと。
　主査(監視指導・検査管理)
(1)　と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
(2)　所長の指定する食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
(3)　所長の指定する食品表示に係る相談に関すること。
(4)　肉、内臓等の精密検査の管理に関すること。
　検査係
(1)　と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。
(2)　と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉､内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。
(3)　病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。
(4)　肉、内臓等の精密検査に関すること。
(5)　所長の指定する移入肉等の検査に関すること。
(6)　所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。
(7)　人獣共通感染症の調査に関すること。
3　係に係長を置く。
4　係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
5　主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。
6　所長は、特別の必要があると認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。
第 4 条　所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を健康部長に報告しなければならない。

附　則(令和 3 年達第 35 号)
この達は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

7　公所長以下代決規程（抜すい）

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正　令和 4 年達第 21 号

（この規程の趣旨）
第 1 条　この規定は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、公所長並びに公所に属する部長、次長、課長、係長及びこれらに相当する職にある者（以下「公所長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。

別表第 2

健康福祉局	食肉衛生検査所長	1　と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。 2　と畜場法第 8 条(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)による解任命令に関すること。

別表第 2 の 2

健康福祉局	食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所の長	1　定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。 2　定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。 3　法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
	食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の長	1　食品衛生法第 59 条(第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)による行政処分に関すること(と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものに限る。)。 2　食品表示法第 6 条第 1 項及び第 3 項による指示並びに同条第 5 項及び第 8 項による命令に関すること(名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るもの(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものを除く。)に限る。)に限る。)。

8　職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正　令和 4 年達第 36 号

局	課又は公所等	職員の範囲	勤　務　時　間　等			
			勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生検査所	全職員	A	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 15 分まで	45 分	日曜日及び土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 30 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	
			E	午前 8 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで	45 分	
			F	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで	45 分	

9　特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号
最終改正　令和 4 年規則第 130 号

食肉衛生検査所関係分

勤　務　内　容	勤務内容の細分	手　　当	
		金　額	備　　考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と畜検査員の業務	日額1,000円	1日につき3時間50分以上勤務の職員。3時間50分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額　850円	

10　と畜検査手数料等

（1）と畜検査関係

ア　と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700円／頭	300円／頭

イ　と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1件当たり　300円

ウ　と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区　　分	牛	こ牛・豚
と畜場使用料（外税）	2,200円／頭	720円／頭

エ　とさつ解体料

区　　分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚（大貫）
とさつ解体料（外税）	4,500円／頭	5,500円／頭	1,000円／頭	2,200円／頭

（２）食鳥検査関係

ア　食鳥処理事業許可申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　19,000 円

イ　食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　10,000 円

ウ　食鳥検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 羽　3 円

エ　確認規程認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　5,500 円

オ　確認規程変更認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　2,300 円

（３）輸出証明関係

ア　輸出証明書発行手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　870 円

イ　適合施設認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

（ア）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 21 条第 1 号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの

1 件当たり　20,900 円

（イ）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 21 条第 2 号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの

1 件当たり　10,400 円

11 食肉衛生検査所（建物）平面図

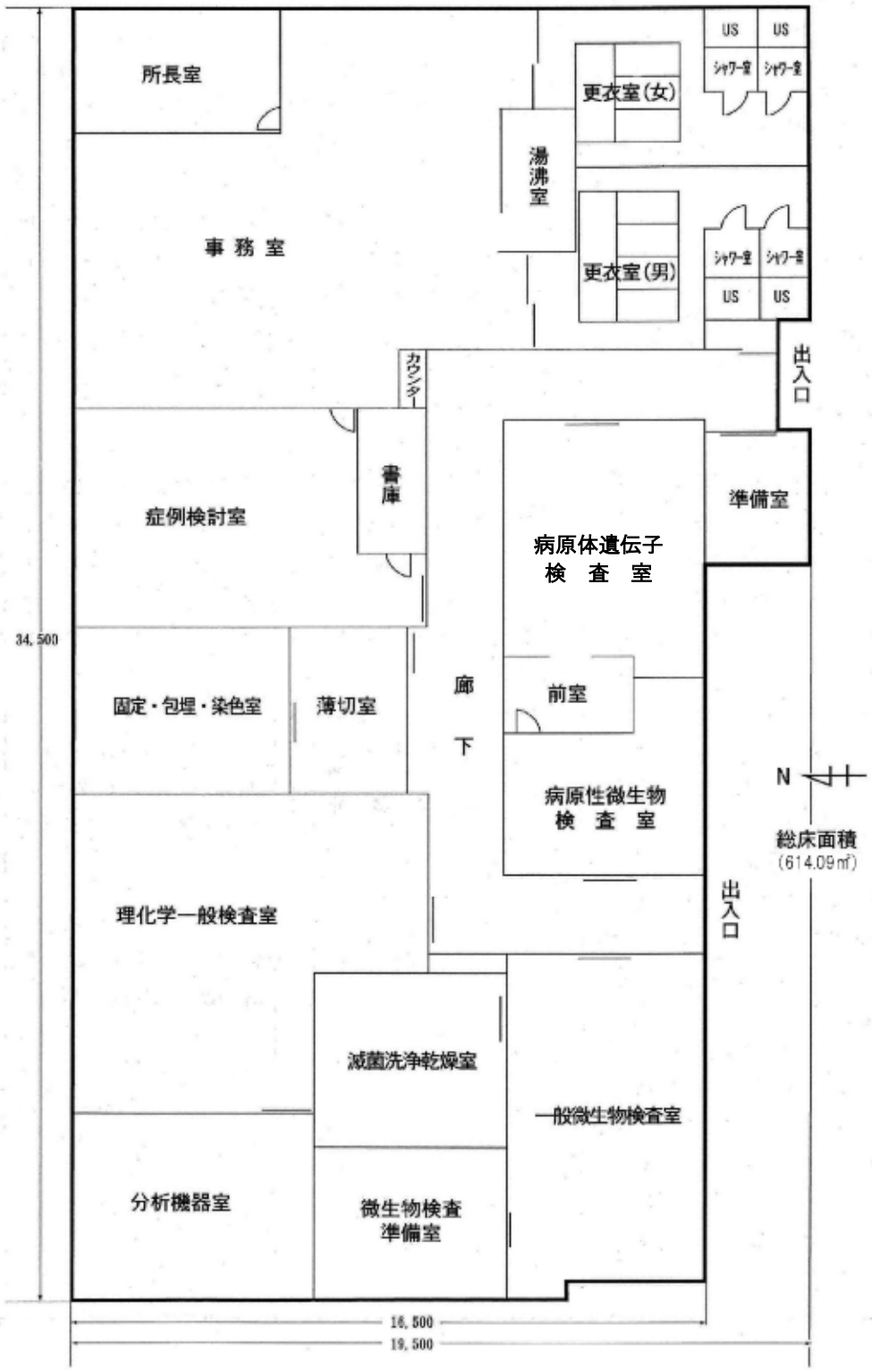

12　検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	5	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
薬品用冷蔵庫	8	薬品用冷蔵庫	1	電子てんびん	2
メディカルフリーザー	1	自動包埋装置	1	薬品用冷蔵庫	2
煮沸消毒器	1	ミクロトーム	1	冷蔵・冷凍庫	2
オートクレーブ	3	凍結切片作製装置	1	恒温器	1
乾熱滅菌器	1	パラフィン伸展器	1	自動血球計数装置	1
乾燥器	1	パラフィン伸展バス	1	血清分析システム	1
恒温器	5	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	純水製造装置	2
製氷機	1	実体顕微鏡	1	超音波洗浄器	4
ウォーターバス	5	顕微鏡装置	1	遠心機	1
ストマッカー	1	カメラ	1	振とう器	1
コロニーカウンター	1	ドラフトチャンバー	1	かくはん器	2
光学顕微鏡	2	パラフィンブロック作製装置	1	分注器	7
蛍光顕微鏡	1	顕微鏡ティーチング装置	1	ホモジナイザー	2
遠心機	4			マニホールドキット	4
かくはん器	4			ドライアスピレーター	1
マイクロチューブミキサー	1			ロータリーエバポレーター	3
分注器	2			ドラフトチャンバー	3
リアルタイムＰＣＲ機器一式	2			高速液体クロマトグラフ	2
ＰＣＲ機器一式	1			（紫外・可視検出器、蛍光検出器、	
ビーズ用マグネット	2			多波長検出器）	
最高最低温度計	1				
細胞破砕機	1				
マイクロプレートウォッシャー	1				
マイクロプレートリーダー	2				
アルミブロック恒温槽	5				
クリーンベンチ	2				
安全キャビネット	3				

13　名古屋市南部と畜場、市場施設の規模（主な設備）

施　設　概　要			
敷地面積	60,721 ㎡		
延床面積	27,059 ㎡		
本館棟	22,830 ㎡		
処理棟	4,229 ㎡		
		牛	豚
係留所と畜解体冷蔵庫	係留能力	100 頭	840 頭（＋大貫 30 頭）
	最大処理数	100 頭／日	1,000 頭／日
	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1,000 頭
せり室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排水処理	と畜解体の排水処理	1,680 ㎥／日、3 次方式	
焼却処理	[焼却炉（200kg／時）＋排ガス処理]×2 系列		
脱臭設備	本館棟　：　（薬液洗浄＋活性炭）方式　処理風量 800 ㎥／分		
	処理棟　：　（薬液洗浄＋活性炭）方式　処理風量 185 ㎥／分		
	活性炭方式　処理風量 600 ㎥／分		
洗車場	4 台分（10t 車×2　4t 車×2）		
車両消毒設備	2 ヶ所（生体搬入車両・一般用）		

14 食肉衛生検査所への交通案内図

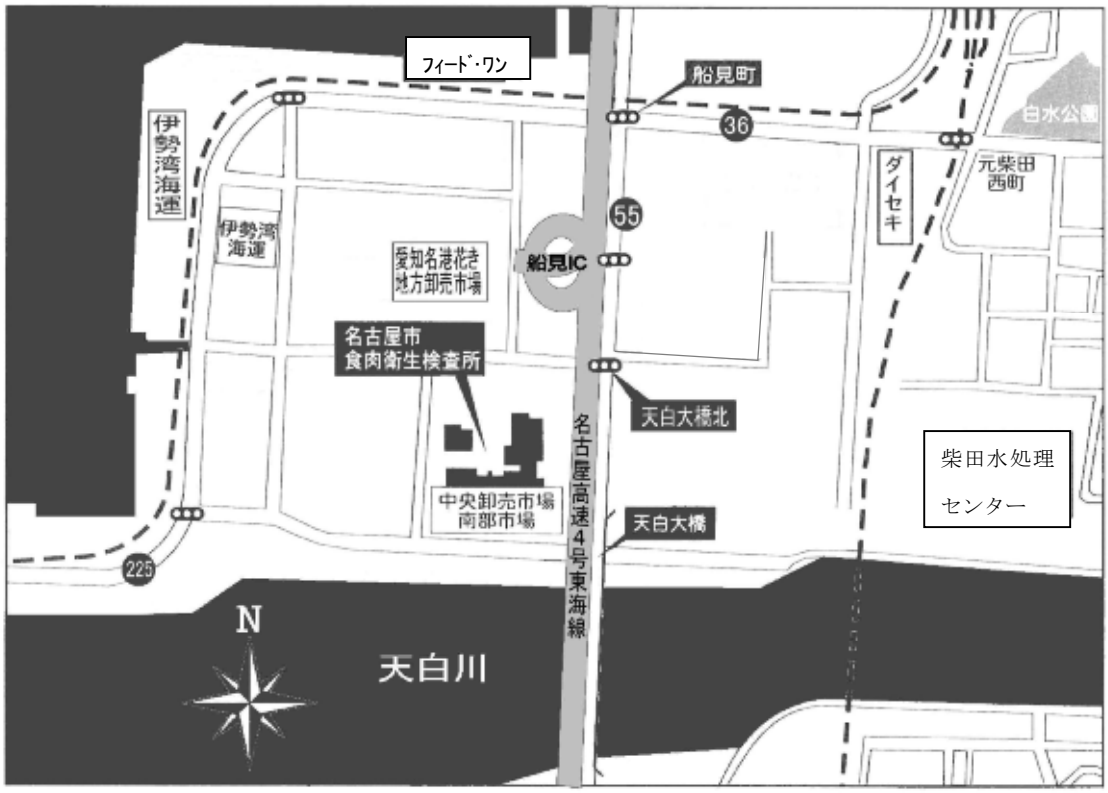

交通のご案内

●自動車

・名古屋高速 4 号東海線　（名古屋方面から）船見ＩＣ出口降りてすぐ

・伊勢湾岸自動車道路　名港潮見ＩＣから約 10 分

・名四国道　竜宮ＩＣから約 7 分

・中部国際空港から　車で約 40 分（セントレアライン・知多半島道路経由）

●電車

・名古屋鉄道常滑線　大同町駅・柴田駅より徒歩 25 分

●市バス

・船見町バス停より徒歩 10 分

名古屋市食肉衛生検査所（名古屋市中央卸売市場南部市場内）

名古屋市港区船見町 1 番地の 39（〒455－0027）

電　話　０５２－６１１－４９２９

ＦＡＸ　０５２－６１１－７５６６

E-Mail　a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

Ｈ　Ｐ　http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html

15　南部市場全図（名古屋市南部と畜場）１階

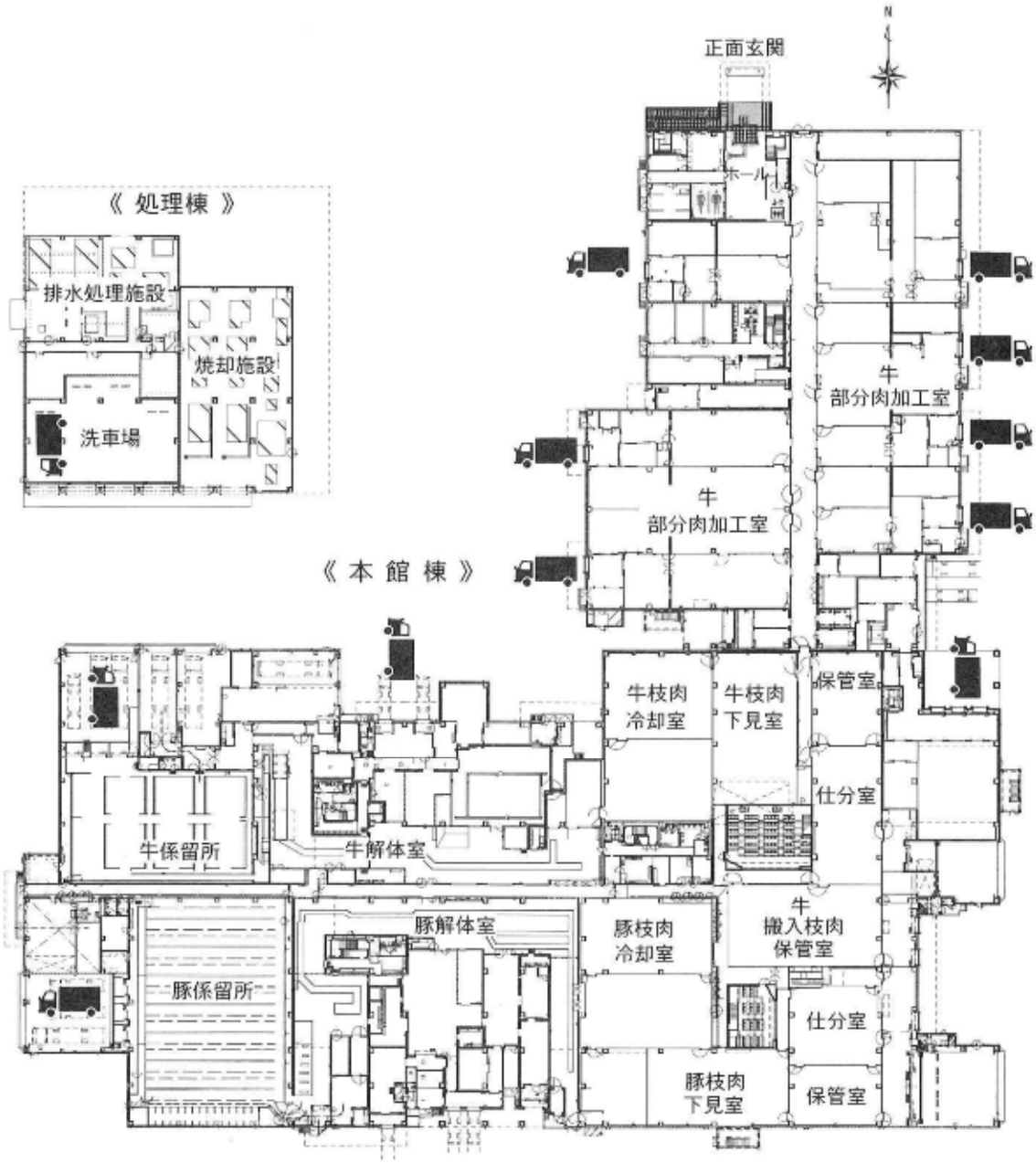

南部市場全図（名古屋市南部と畜場）２階

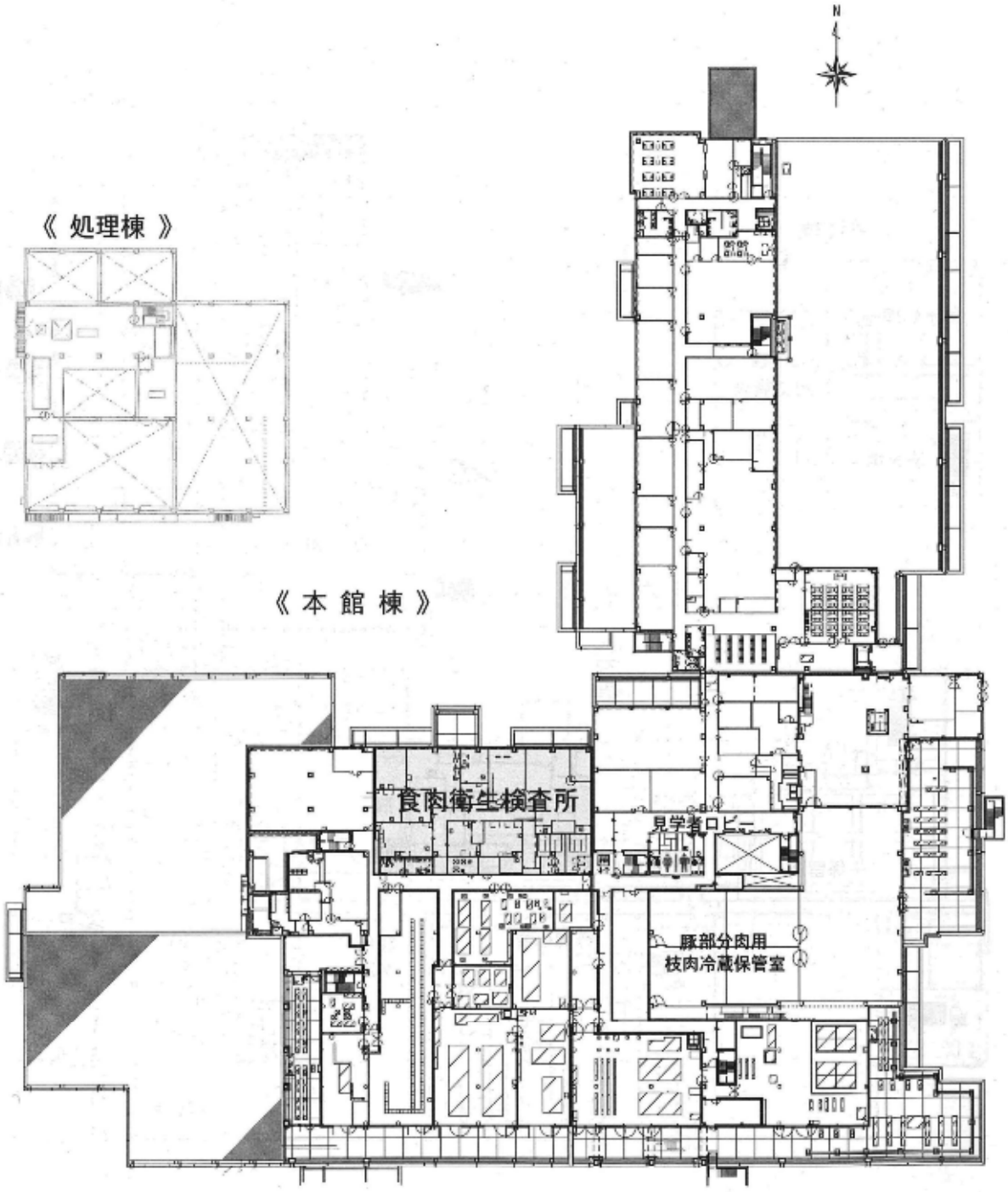

第２章　と　畜　検　査

1　と畜検査の概要

（1）と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、207,515頭で、前年度に比較して5,704頭の増であった。

畜種別内訳は、牛7,735頭（前年度より687頭の増)、豚199,773頭（前年度より5,018頭の増)、子牛は7頭（前年度より1頭の減）であった。

（2）と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア　全部廃棄・・・・・175頭

（全部廃棄の内訳）

牛（24頭）・・・　牛伝染性リンパ腫9頭、敗血症2頭、尿毒症4頭、黄疸2頭、水腫7頭

豚（151頭）・・・膿毒症68頭、敗血症64頭、尿毒症1頭、水腫16頭、腫瘍1頭、炎症又は炎症産物による汚染1頭

イ　一部廃棄・・・・・79,407頭

総と畜検査頭数に占める一部廃棄頭数の割合は38.3%にあたり、「炎症又は炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の77.1%を占めている。

（3）精密検査

精密検査延頭数は、243頭（牛156頭、子牛7頭、豚80頭）であった。

検査項目別延件数は、6,878件であり、そのうち敗血症のための検査が、3,850件で56.0%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

（4）動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査頭数は、1,286頭（牛144頭、豚1,142頭)、検体数は3,837件（牛432件、豚3,405件）であった。検査項目数は5,158件であり、項目内訳は簡易検査法が3,837件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は1,321件であった。

（5）　そ の 他

ア　調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ　教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ　消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上を図るため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施した。

エ　と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した（牛2件、豚足10件、牛原皮1件、豚原皮13件)。

2　と畜検査頭数

（1）月別と畜検査頭数

（単位：頭）

月	検査日数	計	牛			子牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	245	207,515	7,104	631	7,735	7	199,773
4	20	17,266	595	94	689	－	16,577
5	21	16,953	506	45	551	－	16,402
6	21	17,541	551	51	602	1	16,938
7	19	15,493	645	52	697	1	14,795
8	21	15,941	413	50	463	1	15,477
9	20	17,681	584	52	636	1	17,044
１０	20	17,778	579	49	628	－	17,150
１１	21	19,069	899	65	964	－	18,105
１２	21	18,241	784	30	814	－	17,427
1	20	17,306	484	34	518	－	16,788
2	19	16,472	519	49	568	1	15,903
3	22	17,774	545	60	605	2	17,167

（2）と畜検査頭数の推移（平成30年度～令和4年度）

（単位：頭）

年　度	30	31	R2	R3	R4
牛	8,400	7,362	7,076	7,048	7,735
子　牛	7	2	13	8	7
豚	217,491	172,146	177,447	194,755	199,773

（3）産地別と畜検査頭数

（単位：頭）

出荷地	令和3年度	令和4年度	牛	子牛	豚
総　計	201,811	207,515	7,735	7	199,773
北海道	35	87	86	1	－
岩手	61	147	147	－	－
宮城	12	9	9	－	－
秋田	158	156	156	－	－
茨城	60	48	48	－	－
栃木	11	11	11	－	－
富山	112	112	112	－	－
長野	468	488	270	－	218
岐阜	48,928	52,900	244	－	52,656
静岡	1,926	1,894	578	1	1,315
愛知	141,544	142,595	5,057	5	137,533
三重	3,896	5,539	4	－	5,535
滋賀	3,748	2,365	－	－	2,365
京都	－	151	－	－	151
奈良	1	－	－	－	－
鳥取	50	108	108	－	－
徳島	10	－	－	－	－
香川	5	－	－	－	－
佐賀	－	3	3	－	－
長崎	3	13	13	－	－
宮崎	393	367	367	－	－
鹿児島	390	522	522	－	－

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

疾病＼畜種処分		令和3年度			令和4年度			牛			子牛			豚		
		禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
廃棄実頭数		－	237	74,117	－	175	79,407	－	24	4,926	－	－	7	－	151	74,474
計		－	237	79,901	－	175	86,354	－	24	6,260	－	－	9	－	151	80,085
細菌病	炭そ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	豚丹毒	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	サルモネラ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	結核	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ブルセラ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	破傷風	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	放線菌病	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウイルス・リケッチア病	豚熱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	6	－	－	9	－	－	9	－	－	－	－	－	－	－
原虫病	トキソプラズマ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
寄生虫病	のう虫病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ジストマ病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の疾病	膿毒症	－	89	－	－	68	－	－	－	－	－	－	－	－	68	－
	敗血症	－	127	－	－	66	－	－	2	－	－	－	－	－	64	－
	尿毒症	－	3	－	－	5	－	－	4	－	－	－	－	－	1	－
	黄疸	－	2	1	－	2	2	－	2	1	－	－	－	－	－	1
	水腫	－	9	591	－	23	714	－	7	264	－	－	－	－	16	450
	腫瘍	－	－	7	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1
	中毒諸症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	炎症又は炎症産物による汚染	－	－	62,734	－	1	66,591	－	－	3,704	－	－	7	－	1	62,880
	変性又は萎縮	－	－	8,451	－	－	9,962	－	－	1,018	－	－	1		－	8,943
	伝達性海綿状脳症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	8,117	－	－	9,083	－	－	1,272	－	－	1	－	－	7,810

（2）全部廃棄：全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを廃棄する措置

全部廃棄理由

（単位：頭）

疾病名	牛	子牛	豚
敗血症	2	－	64
膿毒症	－	－	68
水腫	7	－	16
腫瘍	－	－	1
炎症又は炎症産物による汚染	－	－	1
黄疸	2	－	－
尿毒症	4	－	1
牛伝染性リンパ腫	9	－	－
計	24	0	151

（３）一部廃棄

一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎（1）	51	0	4,014	4,065
2	肝炎（2）	2,394	3	14,532	16,929
3	胆管炎（3）	373	1	0	374
4	肝小葉壊死（4）	135	0	1	136
5	脂肪肝（6）	35	0	918	953
6	肝富脈斑（7）	10	0	0	10
7	好酸球性小葉間静脈炎（8）	44	0	0	44
8	肝膿瘍（9）	169	1	27	197
9	肝硬変（10）	2	0	1	3
10	うっ血肝（11）	8	0	9	17
11	肝その他（12）	1	0	0	1
12	褪色肝（14）	167	0	6,942	7,109
13	鋸屑肝（17）	183	1	0	184
14	胆管結石（20）	1	0	0	1
15	寄生虫性肝炎（22）	0	0	1,805	1,805
16	肝混濁（24）	0	0	4	4
17	心外膜炎（26）	40	1	4,789	4,830
18	心筋変性（27）	18	0	33	51
19	心筋出血（28）	72	0	123	195
20	心肥大（29）	0	0	97	97
21	心内膜炎（34）	1	0	2	3
22	心筋膿瘍（35）	5	0	2	7
23	肺炎（37）	348	3	7	358
24	胸膜炎（38）	371	0	4,300	4,671
25	異物吸入肺（39）	41	0	0	41
26	血液吸入肺（40）	119	1	535	655
27	肺その他（41）	3	0	1	4
28	肺膿瘍（42）	12	0	1,079	1,091
29	肺気腫（43）	207	0	36	243
30	豚流行性肺炎（MPS）（44）	0	0	15,466	15,466
31	胸膜肺炎（ヘモ、APP）（45）	0	0	3,681	3,681

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
32	化膿性肺炎（46）	51	1	95	147
33	胃炎（47）	6	0	0	6
34	小腸炎（50）	169	0	0	169
35	腸炎（51）	38	0	14,368	14,406
36	大腸炎（52）	15	0	0	15
37	胃腸炎（53）	76	7	0	83
38	直腸周囲脂肪壊死（54）	147	0	0	147
39	腸間膜脂肪壊死（55）	124	0	0	124
40	腸間膜リンパ節乾酪壊死（58）	0	0	62	62
41	腸気泡症（59）	0	0	20	20
42	ヘルニア（61）	0	0	1,274	1,274
43	増殖性腸炎（62）	0	0	538	538
44	横隔膜膿瘍[サガリ]（63）	10	0	0	10
45	横隔膜変性[サガリ]（64）	42	0	0	42
46	横隔膜炎[サガリ]（65）	205	1	0	206
47	横隔膜膿瘍（66）	82	0	179	261
48	横隔膜変性（67）	9	0	0	9
49	横隔膜炎（68）	96	2	2,286	2,384
50	腎炎（71）	124	3	433	560
51	腎周囲脂肪壊死（72）	130	0	0	130
52	腎膿瘍（73）	13	0	23	36
53	腎変性（74）	7	0	186	193
54	腎結石（75）	1	0	0	1
55	腎点状出血（76）	10	0	3	13
56	のう胞腎（80）	6	0	2,592	2,598
57	萎縮腎（81）	1	0	206	207
58	腹膜炎（84）	0	0	6,549	6,549
59	頭部膿瘍（86）	5	0	2	7
60	頭部放線菌症（87）	1	0	0	1
61	舌変性（89）	1	0	0	1
62	膀胱炎（96）	7	0	0	7

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
63	膀胱結石（97）	1	0	0	1
64	子宮蓄膿症（98）	2	0	0	2
65	子宮内膜炎（99）	1	0	4	5
66	脾腫（101）	1	0	14	15
67	脾炎（102）	6	0	25	31
68	捻転脾（103）	0	0	8	8
69	筋肉膿瘍（117）	76	1	5,676	5,753
70	筋肉出血（118）	882	1	3,154	4,037
71	筋肉変性（119）	184	0	696	880
72	筋肉水腫（120）	264	0	450	714
73	関節炎（121）	3	0	446	449
74	骨折（122）	9	0	266	275
75	異所骨形成（123）	0	0	32	32
76	奇形（124）	0	0	1	1
77	黒色腫(メラノーマ)（127）	0	0	1	1
78	筋炎（128）	1	0	1	2
79	脱臼（131）	1	0	4	5
80	脊椎膿瘍（143）	0	0	177	177
81	尾咬症（144）	0	0	14	14
82	鼻炎（145）	0	0	2	2
83	尾炎（146）	2	0	0	2

（4）事故畜と室におけると畜検査（再掲）

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等（病畜）は一般のと室ではなく、専用の事故畜と室でと畜解体及びと畜検査を実施した。

ア　月別検査頭数

（単位：頭）

区　分	牛	子牛	豚	計
４月	11	－	106	117
５月	14	－	99	113
６月	13	1	109	123
７月	13	1	94	108
８月	15	1	105	121
９月	15	1	139	155
１０月	10	－	123	133
１１月	10	－	149	159
１２月	3	－	91	94
１月	13	－	84	97
２月	7	1	111	119
３月	10	2	74	86
計	134 （1.73%）	7 （100%）	1,284 （0.64%）	1,425 （0.69%）

注：（%）は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

イ　検査結果

（単位：頭）

区　分		牛	子牛	豚	計
病畜検査		134	7	1,284	1,425
とさつ・解体禁止		－	－	－	－
全部廃棄	と畜場法による	14	－	78	92
	食品衛生法による	－	－	－	－
一部廃棄		112	7	992	1,111

4 精密検査件数

(1)総計

検査項目 / 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	243	88	1,217	395	1,802	1,715	158	9	14	150	123	1,113	1,058	20	−	−	321	6,878
病畜の一般検査	135	−	135	270	−	−	135	−	−	−	−	945	885	−	−	−	−	2,235
敗血症	82	66	902	85	1,802	1,715	2	−	−	−	−	14	16	−	−	−	216	3,850
膿毒症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒 (敗血症型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒 (皮膚型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒 (関節炎型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
トキソプラズマ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
腫瘍	1	1	12	−	−	−	−	1	−	11	11	1	−	−	−	−	−	24
牛伝染性リンパ腫	10	9	125	18	−	−	10	8	14	139	112	70	59	−	−	−	82	512
白血病	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
黄疸	5	2	15	4	−	−	2	−	−	−	−	20	26	5	−	−	5	62
尿毒症	5	5	20	8	−	−	4	−	−	−	−	28	32	15	−	−	15	102
水腫	5	5	8	10	−	−	5	−	−	−	−	35	40	−	−	−	3	93
炎症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
変性	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
伝達性海綿状脳症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
萎縮性鼻炎	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サルモネラ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)牛

検査項目 / 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	156	22	346	304	112	216	151	8	14	139	112	1,063	1,001	16	－	－	121	3,257
病畜の一般検査	128	－	128	256	－	－	128	－	－	－	－	896	832	－	－	－	－	2,112
敗血症	5	2	57	8	112	216	2	－	－	－	－	14	16	－	－	－	20	388
膿毒症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒（敗血症型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒（皮膚型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒（関節炎型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
トキソプラズマ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
腫瘍	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
牛伝染性リンパ腫	10	9	125	18	－	－	10	8	14	139	112	70	59	－	－	－	82	512
白血病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
黄疸	4	2	12	4	－	－	2	－	－	－	－	20	25	4	－	－	4	59
尿毒症	4	4	16	8	－	－	4	－	－	－	－	28	29	12	－	－	12	93
水腫	5	5	8	10	－	－	5	－	－	－	－	35	40	－	－	－	3	93
炎症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変性	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
伝達性海綿状脳症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
萎縮性鼻炎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サルモネラ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)子牛

検査項目 / 病名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数		7	－	7	14	－	－	7	－	－	－	－	49	53	－	－	－	－	123
病畜の一般検査		7	－	7	14	－	－	7	－	－	－	－	49	53	－	－	－	－	123
敗血症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
膿毒症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒	（敗血症型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	（皮膚型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	（関節炎型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
トキソプラズマ症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
腫瘍		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
牛伝染性リンパ腫		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
白血病		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
黄疸		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
尿毒症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水腫		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
炎症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変性		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
伝達性海綿状脳症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
萎縮性鼻炎		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サルモネラ症		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)豚

検査項目 / 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	80	66	864	77	1,690	1,499	－	1	－	11	11	1	4	4	－	－	200	3,498
病畜の一般検査	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
敗血症	77	64	845	77	1,690	1,499	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	196	3,462
膿毒症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒（敗血症型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒（皮膚型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
豚丹毒（関節炎型）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
トキソプラズマ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
腫瘍	1	1	12	－	－	－	－	1	－	11	11	1	－	－	－	－	－	24
牛伝染性リンパ腫	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
白血病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
黄疸	1	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	1	3
尿毒症	1	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	3	－	－	3	9
水腫	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
炎症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変性	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
伝達性海綿状脳症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
萎縮性鼻炎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サルモネラ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5　食品中の残留動物用医薬品検査結果

（1）検査頭数及び検査項目数

		総数	牛	豚
検査頭数		1,286	144	1,142
検体数		3,837	432	3,405
項目数		5,158	697	4,461
簡易検査法		3,837	432	3,405
分別推定法		20	5	15
抗生物質	オキシテトラサイクリン	－	－	－
	クロルテトラサイクリン	－	－	－
	テトラサイクリン	－	－	－
	ベンジルペニシリン	1	－	1
合成抗菌剤	エトパベート	50	10	40
	オルメトプリム	50	10	40
	クロピドール	50	10	40
	スルファキノキサリン	50	10	40
	スルファクロルピリダジン	50	10	40
	スルファジアジン	50	10	40
	スルファジミジン	50	10	40
	スルファジメトキシン	50	10	40
	スルファチアゾール	50	10	40
	スルファドキシン	50	10	40
	スルファピリジン	50	10	40
	スルファベンズアミド	50	10	40
	スルファメトキサゾール	50	10	40
	スルファメトキシピリダジン	50	10	40
	スルファメラジン	50	10	40
	スルファモノメトキシン	50	10	40
	トリメトプリム	50	10	40
	ナイカルバジン	50	10	40
殺菌剤	チアベンダゾール	50	10	40
ホルモン剤	酢酸トレンボロン	50	10	40
	酢酸メレンゲステロール	50	10	40
寄生虫駆除剤	アルベンダゾール	50	10	40
	オキシベンダゾール	50	10	40
	クロサンテル	50	10	40
	ジクラズリル	50	10	40
	フルベンダゾール	50	10	40

(2) 行政処分

（単位：頭）

行政処分	事故畜・保留畜			健康畜		
	牛	豚	検出薬剤	牛	豚	検出薬剤
食品衛生法による廃棄	―	―	―	―	―	―
と畜場法による廃棄	―	―	―	―	―	―

第3章　衛　生　監　視　指　導

1　中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等

（1）衛生監視指導実施状況

名古屋市南部と畜場に対し、名古屋市食肉衛生検査所衛生監視指導実施規程に基づき、生体の受け入れ、と畜解体、枝肉・内臓の冷蔵保管及び入出庫時の取扱い等について、関係各団体が衛生管理計画及び手順書を遵守した自主管理を適切に実施しているかを確認する等、外部検証を中心とした衛生監視を行った。

また南部市場内に併設された食肉処理施設・食肉販売施設等について、食肉や施設の衛生保持を喚起するため定期的に衛生監視を実施し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理について指導した。

ア　と畜場の監視件数

（単位：件）

監視チェックリストを用いた監視（オフライン監視）	牛	係留所	11
		と室	68
		内臓処理室	45
		冷蔵庫	31
	豚	係留所	11
		と室	65
		内臓処理室	44
		冷蔵庫	32
記　録　確　認			14
その他相談・指導			3

以上に加え、現場検査を行うと畜検査員により、牛豚と室について始業前点検を週2回実施した（オンライン監視：計776件）。

イ　食肉処理施設等の監視件数

区　　分	施　設　数	監視指導件数
食肉処理業	11	553
食肉販売業	5	104
食品の冷凍又は冷蔵業	1	49

（2）微生物検査等実施状況

外部検証の一環として、切除法により枝肉の表面（胸部）を剥ぎ取り、一般細菌数、腸内細菌科菌群数を指標とした微生物検査を実施した（5 検体／月）。また、同一検体を用い食中毒起因菌の検査を実施した。

その他、牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査を実施した。

ア　枝肉の微生物検査件数

区分	検体数	項目数合計	一般細菌数	腸内細菌科菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌	O157	O26	O111	O103	O121	O145
総数	120	960	120	120	120	120	120	60	60	60	60	60	60
牛枝肉	60	660	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
豚枝肉	60	300	60	60	60	60	60	－	－	－	－	－	－

イ　牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査件数

検　体	頭数	検体数
牛枝肉	34	68

（3）外部検証連絡会議

と畜場の衛生監視、枝肉の微生物検査等の外部検証結果について、と畜場管理者、と畜業者等の関係団体に伝達し、必要な改善を促すための HACCP 外部検証連絡会議を設置し、12 回実施した。

2　市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

（1）食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

	食鳥処理事業の施設数			食鳥処理衛生管理者＊注２の配置数
	食鳥処理場＊注１		届出食肉販売業	
	生鳥から処理	とたいから処理		
令和３年度総数	1	26	3	30
令和４年度総数	1	25	3	26
千　種	－	1	－	1
東	－	－	－	－
北	－	2	－	1
西	－	2	－	3
中　村	－	6	1	6
中	－	3	1	3
昭　和	－	1	1	2
瑞　穂	－	3	－	1
熱　田	1	2	－	4
中　川	－	1	－	－
港	－	－	－	－
南	－	1	－	2
守　山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名　東	－	3	－	3
天　白	－	－	－	－

注１：食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数を計上。

注２：食鳥処理衛生管理者数は当該年度末の数を計上。

（２）食鳥処理施設の監視指導件数、区別

（単位：件）

	食鳥処理場			届出食肉販売業
	総数	生鳥から処理	とたいから処理	
令和３年度総数	30	5	25	－
令和４年度総数	36	7	29	2
千 種	1	－	1	－
東	－	－	－	－
北	3	－	3	－
西	2	－	2	－
中　村	6	－	6	1
中	3	－	3	1
昭　和	1	－	1	－
瑞　穂	5	－	5	－
熱　田	9	7	2	－
中　川	2	－	2	－
港	－	－	－	－
南	1	－	1	－
守　山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名　東	3	－	3	－
天　白	－	－	－	－

（3）認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

	食鳥処理羽数	基準適合羽数	不適合羽数	基準不適合の理由					
				生体の状況	体表の状況		体壁内側面の状況	内臓の状況	
				廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓部分廃棄	内臓全部廃棄
令和3年度合計	242,192	234,345	7,847	2,056	1,016	1,598	1,142	1,224	811
令和4年度合計	199,633	195,051	4,582	918	428	1,730	384	805	317
千種	3,078	3,041	37	－	2	－	35	－	－
東	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北	3,288	3,288	－	－	－	－	－	－	－
西	1,671	1,671	－	－	－	－	－	－	－
中村	39,461	39,455	6	－	1	－	4	1	－
中	815	815	－	－	－	－	－	－	－
昭和	－	－	－	－	－	－	－	－	－
瑞穂	3,577	3,577	－	－	－	－	－	－	－
熱田	142,095	137,560	4,535	918	425	1,727	345	804	316
中川	－	－	－	－	－	－	－	－	－
港	－	－	－	－	－	－	－	－	－
南	2,772	2,772	－	－	－	－	－	－	－
守山	－	－	－	－	－	－	－	－	－
緑	－	－	－	－	－	－	－	－	－
名東	2,876	2,872	4	－	－	3	－	－	1
天白	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（4）微生物検査件数

区　分	検体数	項目数	項　目　数　内　訳						
			一般細菌数	大腸菌	大腸菌群数	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	ｶﾝﾋﾟﾛﾊﾞｸﾀｰ	その他
総数	57	251	57	57	57	33	6	33	8
処理水	8	36	8	8	8	6	－	6	－
拭き取り	31	135	31	31	31	21	－	21	－
ささみ	8	30	8	8	8	2	2	2	－
その他	10	50	10	10	10	4	4	4	8

3　輸出食肉衛生証明書発行

中央卸売市場南部市場内において、輸出食肉処理の適合認定を取得している食肉処理施設に対し、申請に基づき輸出食肉衛生証明書を発行した。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
タイ	126 件 (22,590.8kg) (376 頭)	115 件 (15,878.3kg) (354 頭)	51 件 (10,999.4kg) (148 頭)
ベトナム	3 件 (461.6kg) (12 頭)	2 件 (計 262.0kg) (計 7 頭)	1 件 (計 180.0kg) (計 5 頭)
ミャンマー	1 件 (85.2kg) (1 頭)	3 件 (416.9kg) (4 頭)	2 件 (54.0kg) (2 頭)
マカオ	－	－	－
合計	130 件 (23,137.6kg) (389 頭)	120 件 (16,557.2kg) (365 頭)	54 件 (11,233.4kg) (155 頭)

第４章 講習会・研修・見学等

1　衛生講習会、見学等の実施

（1）衛生講習会の実施

ア　作業衛生責任者講習会の実施

作業衛生責任者講習会についてと畜業者の 5 名から受講申込みがあり、計 12 科目 24 時間の講習を 12 日間（1 月 31 日、2 月 1 日、7 日、8 日、21 日、22 日、28 日、3 月 1 日、7 日、8 日、14 日、15 日）にわたり実施した。

イ　業界団体に対する講習会の実施

業界団体（愛知県食肉事業協同組合連合会、東海食肉業務用卸協同組合）からの依頼に基づき、それぞれ 10 月 5 日、10 月 12 日に計 60 名に対し、食肉販売店における食中毒予防について講習会を実施した。

（2）見学者の受入

教育機関等の依頼に基づき見学者やインターンシップを受入れ、と畜検査や衛生的なと畜作業についての説明を行い、食肉の衛生についての啓発を行った。

（3）その他

中央卸売市場南部市場が実施する夏休み親子見学会へ講師を派遣し、食肉の衛生についての啓発を行った。

（4）衛生講習会、見学等実施回数及び参加者

区分	衛生講習会	見学等	その他	計
件数	14	10	3	27
参加人数	120	148	56	324

2　イベント等における普及啓発活動

例年 10 月に愛知名港花き地方卸売市場で開催されるイベントに参加し、来場者に対しクイズの実施、パンフレットの配布等食肉の衛生に関する普及啓発等を行っているが、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベントが中止となった。

3　研修

月　　日	内　　容	受講者
6月17日	HPLC測定ノウハウおよびメンテナンスセミナー	林
7月22日	FDSC食品衛生精度管理セミナー	岩田・林
12月13日	液体クロマトグラフの基礎と上手な使い方（Web開催）	古澤
12月16日	HPLCの基礎とトラブル対策（通信講座）	小林
3月10日	令和4年度獣医公衆衛生関係研修会	林

第５章　調　　査　　研　　究

（1）と畜場に搬入される豚のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）の保有状況及び性状解析調査

全国食肉衛生検査所協議会　東海・北陸ブロック　第 33 回研修会

名古屋市食肉衛生検査所　○武藤裕太郎　冨山満里奈　岩田康一
大島正昭　松本文美　横井伸行

はじめに

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（以下 MRSA）は、ヒトの院内感染や市中感染を引き起こす菌として注目されてきた。さらに 2002 年に豚から初めてこれらとは異なる MRSA が分離され、家畜関連型 MRSA（livestock-associated MRSA：以下 LA-MRSA）と呼ばれるようになった［1,2］。LA-MRSA として世界的に注目されているものは、遺伝子型が clonal complex398 に分類される MRSA（以下 CC398 MRSA）であり、米国、オランダをはじめ世界各地の養豚場の豚やその従事者から高率に分離されている［1,2］。日本では、2009 年から国内のと畜場で LA-MRSA 保有状況調査が行われたが、CC398 MRSA は確認されなかった［1］。しかし、種豚を輸入している我が国では CC398 MRSA の侵入が危惧されていた。その後、2012 年の調査で初めて国内の飼育豚から CC398 MRSA が分離され日本での定着が疑われた［1］。また CC398 MRSA を含めた LA-MRSA は国内に流通する豚肉から分離された事例もあり、食品からヒトに感染するリスクが危惧されている［3］。そのため、東北地方や関東地方等で LA-MRSA 汚染状況の調査が行われているものの、東海地方における LA-MRSA 分離報告は現時点ではない。

そこで今回、名古屋市南部と畜場に搬入された豚から MRSA を分離し、本菌の保有率を調べるとともに、その遺伝子学的特徴や性状を調査したので報告する。

材料及び方法

2021 年 8 月 31 日から 9 月 16 日までに当と畜場に豚を搬入する 40 農場を無作為に選択し、1 農場あたり 5 頭の耳裏および鼻腔内から滅菌綿棒を用いて検体を採取した。検体は 6.5%塩化ナトリウム加ミューラーヒントン培地（関東化学）で 37℃ 24 時間増菌培養し、その培養液をポアメディア MRSAⅡ培地（栄研化学）で 37℃ 48 時間培養した。その後、MRSA と疑われるコロニーについて *mec*A 遺伝子を検出する PCR 検査を行い MRSA であることの確認を行った［4］。そして *mec*A 遺伝子陽性株について、CC398 MRSA であるかの確認を行うため、CC398 の遺伝子を検出するスクリーニング PCR 検査を実施した［5］。また検出した MRSA についてその遺伝子学的特徴及びその性状を確認するため、シカジーニアス®分子疫学解析 POT キット（黄色ブドウ球菌用）（関東化学）を用いた遺伝子型の解析（以下 POT 法）及び微量液体希釈法による薬剤感受性試験を実施した。

成績

ポアメディア MRSAⅡ培地及び PCR 検査の結果、40 農場中 8 農場の豚から MRSA が分離された。当と畜場に搬入された豚の MRSA 保有率は 10.0%（20 頭/200 頭）であり、耳から採材した場合は 9.5%（19 頭/200 頭）、鼻から採材した場合は 6.0%（12 頭/200 頭）であった［表 1］。また、CC398 スクリーニング PCR 検査の結果、D 農場の豚から分離された株はすべて CC398 陽性であった［表 2］。POT 法の結果、G 農場のみで複数の POT 型が検出され、その他の農場では単一の POT 型が検出された［表 3］。また農場間で比較すると 5 農場から同じ POT 型（108-16-8）が検出され、D 農場を除く農場で POT1 値 108 が検出された［表 3］。さらに G 農場で同じ豚の耳裏と鼻腔内から異なる POT 型が検出された［表 4］。薬剤感受性試験の結果、すべての株は、PCG、MPIPC、ABPC、AMPC、CEZ に対して耐性を有しており、CAM、CLDM、LVFX については感受性が異なることが確認された［表 5］。また A 農場では、薬剤感受性の異なる 2 種類の株が検出された［表 5］。

［表 1］MRSA 陽性

農場	MRSA陽性 (頭)	耳陽性 (頭)	鼻陽性 (頭)
A	1	1	0
B	2	2	0
C	5	5	4
D	4	4	4
E	1	0	1
F	1	1	0
G	5	5	3
H	1	1	0
計	20	19	12

［表 2］CC398 検出

農場	CC398 検出
A	−
B	−
C	−
D	+
E	−
F	−
G	−
H	−

［表 3］G 農場の POT 型

農場	POT型 (POT1-POT2-POT3)
A	108-16-8
B	108-16-45
C	108-16-8
D	64-144-101
E	108-16-8
F	108-16-8
G	108-16-8、104-9-2、106-137-80
H	108-16-41

［表 4］G 農場の POT 型

個体	採材部位	POT型 (POT1-POT2-POT3)
1	鼻	108-16-8
	耳	106-137-80
2	鼻	104-9-2
	耳	108-16-8
3	鼻	106-137-80
	耳	108-16-8

［表 5］POT1 と耐性薬剤

農場	POT1値	耐性薬剤※の相違 ※PCG, MPIPC, ABPC, AMPC, CEZに全て耐性
A	108	CAM, CLDM
	108	CLDM
B	108	CAM, CLDM
C	108	CAM, CLDM
D	64	CLDM
E	108	CAM, CLDM
F	108	CAM, CLDM
G	108	CAM, CLDM
	104	CAM
	106	CAM, LVFX
H	108	CAM, CLDM

考察

今回の調査によって、当と畜場に搬入される豚から MRSA が検出された。MRSA が海外で高率に分離されている状況と比べると、今回得られた陽性率は国内他地域の調査成績と比較して、大きな差は見られないと考えられる［1,6］。そして、国内他地域の調査成績と同様に、耳裏スワブのほうが鼻腔内スワブよりも MRSA の検出率が高くなる傾向があった［6］。それに加えて、同じ豚の耳裏と鼻腔内から異なる POT 型が検出されたことから耳裏には他の個体の MRSA が付着している可能性がある［表 4］。

今回実施した POT 法とは、菌株間で保有状況が異なる遺伝子配列を Multiplex PCR によって検出し、そのバンドのパターンに基づき算出された POT1、POT2、POT3 の 3 種類の値から菌株の遺伝子型を決定する方法である［7］。そして、この POT1 の値によって MRSA の遺伝子型別に用いられている SCC*mec* 型やクローン型を推定できる［7］。これによると、今回最も多く検出された POT1 値 108 は SCC*mec* 型が SCC*mec*Ⅳと同定され、さらにクローン型が CC5 であると推定される［7］。SCC*mec*Ⅳで CC5 に分類される特定の MRSA が国内他地域の豚から分離されており［1］、東海地方の農場にも浸潤している可能性が示された。

また、CC398 スクリーニング PCR 検査により、東海地方の豚にも CC398 MRSA が侵入している可能性が示唆された。今後、より詳細な遺伝子型別を実施するとともに、CC398

MRSA 陽性農場の種豚の導入経路等の調査及び CC398 MRSA の広がりを継続調査することが重要である。

さらに、薬剤感受性試験の結果、すべての株は MRSA の特徴であるペニシリン系（PCG、ABPC、AMPC）に耐性を有していた。そして CLDM、CAM、LVFX の感受性の違いは上記 POT 法の POT1 の値の違いと概ね一致したため、農場での抗菌性物質の使用状況ではなく、侵入株に起因すると考えられた［表 5］。しかし、A 農場の豚から同じ遺伝子型を有しながら薬剤感受性の異なる株が検出された。このことから MRSA の薬剤感受性については継続調査を実施し、薬剤感受性の変化に注意する必要がある。

まとめ

今回の調査によって、東海地方の農場にも MRSA が定着している可能性が示され、さらに CC398 MRSA が侵入していることが示唆された。今後、継続した調査を実施するとともに、本菌による食肉の汚染を防ぐため、と体の衛生的な取り扱いに努めていくことが重要である。

今回、ご協力いただいた岐阜大学大学院連合獣医学研究科応用獣医学連合講座動物感染症制御学教授浅井鉄夫先生に深謝致します。

［1］ 佐々木貴正・浅井鉄夫: 国内養豚場の家畜関連型メチシリン耐性黄色ブドウ球菌浸潤状況， All about SWINE, 57・58, 38-45(2021)

［2］ Emborg HD *et al*: Analysis of the baseline survey on the prevalence of methicillin-resistant *Staphylococcus aureus* (MRSA) in holdings with breeding pigs, in the EU, 2008 – PartA: MRSA prevalence estimates, EFSA Journal, 7(2009)

［3］ 下島優香子ら：東京都内に流通する食品からの MRSA 検出状況と分離株の薬剤感受性、感染症学雑誌, 94, 186－192（2018）

［4］ J.E.Virgin *et al*: Short communication: Methicillin-resistant *Staphylococcus aureus* detection in US bulk tank milk, J.Dairy Sci, 92:4988-4991(2009)

［5］ Marc Stegger *et al*: Rapid PCR Detection of *Staphylococcus aureus* Clonal Complex 398 by Targeting the Restriction-Modification System Carrying *sau1-hsdS1*, CLINICAL MICROBIOLOGY, 732-734(2011)

［6］ Sasaki Y *et al*: Effectiveness of ear skin swabs for monitoring methicillin-resistant *Staphylococcus aureus* ST398 in pigs at abattoirs, J Vet.med.sci.83(1), 112-115(2021)

［7］ 鈴木匡弘：Cica Geneus Staph POT Kit の原理とメチシリン耐性黄色ブドウ球菌の分子疫学、THE CHEMICAL TIME, 221(3), 16-21（2011）

（2）名古屋市南部と畜場における外部検証の実施状況

令和 4 年度食品衛生業務報告会

食肉衛生検査所　○市川美保

1. はじめに

平成 30 年の食品衛生法改正とそれに伴う関係法令の改正により、全ての食品事業者に対して HACCP に沿った衛生管理が制度化された。と畜場についても例外ではなく、施設及び獣畜のとさつ・解体の衛生的な管理について、一般衛生管理とともに HACCP に基づく衛生管理を事業者に求めることとなった。と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者は、一般衛生管理及び HACCP に基づく衛生管理に関する衛生管理計画及び手順書を作成し、これらに基づき衛生管理を実施し、都道府県等のと畜検査員による検査または試験（以下「外部検証」という）を受けることがと畜場法施行規則に規定された。当検査所においても、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員および食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日付生食第 1 号）に従い、令和 3 年 6 月からと畜場の外部検証を本格的に開始したので、その実施状況について報告する。

2. 南部と畜場における HACCP の取り組み

南部と畜場では、経済局中央卸売市場南部市場管理課（以下「管理課」という）、名古屋食肉市場株式会社（以下「名食」という）及び公益財団法人名古屋食肉公社（以下「公社」という）が共同で策定した衛生管理計画及び手順書に基づき、それぞれの役割分担（表 1）で業務を行っている。また、各団体の衛生管理担当者からなる HACCP チームを構成し、内部検証を実施している。

なお、牛のと畜解体ラインについては平成 31 年 3 月に ISO22000 を取得している。

表１．各関係団体の役割

管理課	名食	公社
・と畜場設置者、管理者 ・施設の維持管理 ・衛生管理責任者設置	・農家からの家畜の荷受け ・食肉処理業者への枝肉等の販売 ・と畜検査申請者	・と畜解体業務 ・と畜場の清掃 ・枝肉の冷蔵保管、搬出 ・品質管理室

3. 外部検証の実施内容

管理課、名食及び公社が実施すると畜・解体作業等に係る衛生管理については、原則としてと畜検査を実施する検査員とは別のと畜検査員が確認を行った（オフライン監視）。なお、現場監視には可能な限り管理課の衛生管理責任者、公社の品質管理室担当者が同行できるよう調整した。

(1) 衛生管理計画及び手順書の確認

管理課等が作成した衛生管理計画及び手順書の内容を確認し、基準に基づき作成されていることを確認した。なお、衛生管理計画等が更新されているかについては、適宜確認することとなっている。

(2) と畜場の衛生管理の実施状況の確認

主にと畜場の構造設備や機械器具等の管理状況について、現場（牛・豚の係留所、と室、内臓処

理室、冷蔵庫）に出向いて月 1 回の頻度で監視した。と室については、と畜検査を実施すると畜検査員による始業前点検を週 2 回の頻度で実施した。

(3) と畜業者等が講ずべき衛生措置の確認

と畜業者が衛生管理計画に従い、適切にとさつ・解体作業を行っているかについて、と室については週 1 回、内臓処理室、冷蔵庫については月 2 回の頻度で作業中に監視した。

(4) (2)及び(3)に係る記録の確認と内部検証の実施状況の確認

管理課及び公社が作成する（2）及び（3）に係る記録について、実施状況、保管状況、内容に問題がないか等について月 1 回の頻度で確認を行った。

管理課及び公社の内部検証の実施について、記録漏れや記録の不備等がないか月 1 回の頻度で確認を行った。また、HACCP チームの内部検証担当者（衛生管理責任者、公社品質管理室担当者）による現場の巡回に同行した。

(5) 微生物試験の実施

牛、豚それぞれ月 1 回（各回 5 頭）、冷却前の枝肉の胸部から 5cm 四方の大きさの皮下脂肪を薄く剥ぎ取り、検体とした。一般細菌数と腸内細菌科菌群数について試験を行った。また、当検査所独自で食中毒起因菌（サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌、黄色ブドウ球菌、牛はこれに加え腸管出血性大腸菌 026、0103、0111、0121、0145 、0157）についても試験を行った。

(6) HACCP 外部検証連絡会議

管理課、名食及び公社の HACCP チームの代表者出席のもと、月 1 回の頻度で開催した。会議では(1)～（5）までの結果を報告するとともに、改善の必要があること、改善が望まれることについて文書または口頭で指摘した。また、指摘に対する対応状況について翌月の会議にて報告させた。

4. 結果

(1) 監視件数等

令和 3 年 6 月以降に実施した監視件数等は表 2 の通りであった。

表 2. 外部検証実施実績（令和 3 年 6 月～令和 4 年 12 月）

	オフライン監視件数	記録点検回数	外部検証連絡会議開催数	微生物試験頭数(項目数)	
				牛	豚
令和 3 年度 (R3 年 6 月～R4 年 3 月)	249	16	9 （内２回は書面開催）	50 (550)	50 (250)
令和 4 年度 (R4 年 4 月～R4 年 12 月)	223	16	9	45 (495)	45 (225)

(2) 現場監視

と畜場の設備等の管理状況、と畜業者等の作業の実施状況の監視の結果、HACCP 外部検証連絡会議にて、主に以下の事項について指摘した。

施設の補修等に関する事項
・と室の壁・床の錆や塗装剥がれの補修 ・豚内臓処理室の排水溝の塗装剥がれの補修 ・冷蔵庫内の壁や扉の破損部分の補修 ・冷蔵庫内の結露水、カビの対策 ・壊れている液体石鹸容器の補修 ・破損した消毒槽の補修
5S に関する事項
・と畜に使用する物品の整理整頓と不要物の撤去 ・汚れや残渣が残らないよう清掃を実施すること ・清掃用具の衛生的な保管 ・移動の際のゾーニングの遵守
作業の衛生に関する事項
・手指やナイフ、機械器具は一頭毎（外皮等による汚染があった場合はその都度）洗浄消毒をすること ・枝肉が腸内容物により汚染された場合はトリミングで汚染部を除去すること ・冷蔵庫で枝肉を移動させる際にはできる限り壁や扉に接触しないよう留意すること

(3) 記録確認

管理課、公社共に記録上の大きな問題はなかった。牛の特定危険部位処理記録表には、公社の作業者が誤って 30 月超の牛のこめかみ肉を取ってしまった際にと畜検査員の立会いの下で廃棄した記録がされており、作業上のミスがあった際にも適切な改善措置及び記録がなされていることが確認できた。(牛海綿状脳症特別措置法により月齢が 30 月を超える牛の舌、頬肉を除く頭部は食用として使用してはならないことが規定されており、当検査所では 30 月超の牛について舌、頬肉以外の部位が取られていないことを職員が現場にて確認している。)

(4) 微生物試験

全国のと畜場の平均±２SD 値（令和 3 年 6 月～令和 4 年 11 月の結果を厚生労働省が取りまとめ算出したデータ）と当検査所が実施した南部と畜場における平均値±２SD（令和 3 年 6 月～令和 4 年 12 月の結果から算出したデータ）の比較は表 3 の通りである。南部と畜場は全国と比較して、牛では平均及び標準偏差は近い値だったが、豚ではやや平均値が高かった。月別の結果(図 1)で見ても、豚の値は期間を通してほぼ全国の値を上回っていた。

食中毒起因菌の試験では、豚でサルモネラ属菌陽性 1 検体、カンピロバクター属菌陽性 3 検体、黄色ブドウ球菌陽性 3 検体が確認され、牛で黄色ブドウ球菌陽性 1 検体が確認された。

表 3.　全国平均±２SD 値との比較　　(logCFU/cm²)

	牛（平均値±２SD）		豚（平均値±２SD）	
	一般細菌数	腸内細菌科菌群数	一般細菌数	腸内細菌科菌群数
全国	2.34±1.94	0.79±0.86	2.74±1.6	0.96±1.06
当所	2.31±1.46	0.77±0.71	3.32±0.89	1.14±1.08

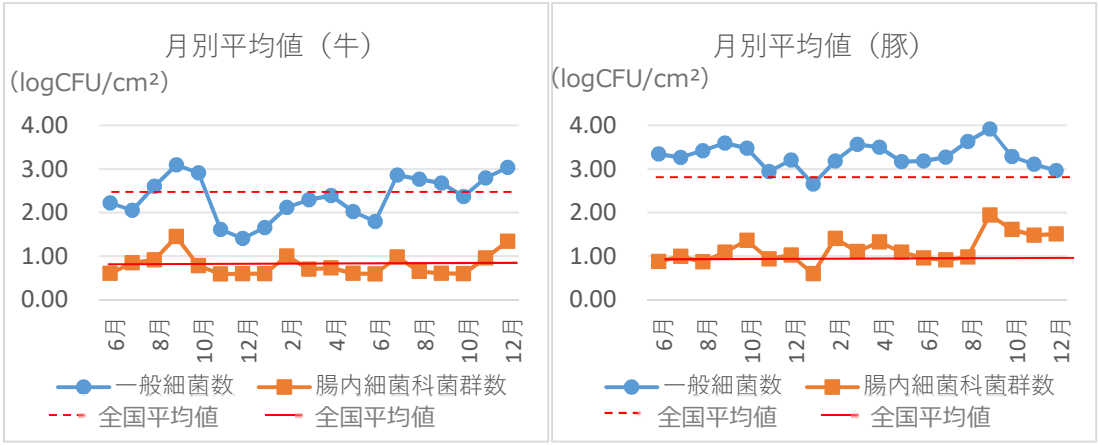

図 1.　南部と畜場における一般細菌数及び腸内細菌科菌群数の月別平均

5.　外部検証の効果と課題

HACCP 外部検証連絡会議で指摘した事項のうち、施設の補修等に関する事項については、液体石鹸容器の交換、消毒槽の補修等、すぐに対処できるものは指摘後速やかに補修がなされた。壁や床の補修等、大きな補修を要する事項に関してはすぐに対処することが難しいため、管理課が策定する補修計画に、衛生面で必要な補修についても盛り込んでいくよう今後も指摘を続けていく必要がある。５S に関する事項については個人の衛生意識の向上によりすぐに改善できる点が多く、物品の整理整頓及び不要物の撤去等については指摘後速やかに対処された。一方、作業の衛生に関する事項については、従事者が長年かけて身に付けた手技や作業の癖があったり、作業の動線上改善が難しい部分もあるため、単に指摘するだけでは改善できないことがあった。これらは今後の課題として各団体と問題点を共有し、改善策を模索するよう引き続き指導していく。

微生物試験では豚の結果が全国平均値を超えることが多いため、豚のと畜作業において特に改善が必要だと考える。そのため、今後は、どの作業工程で枝肉の細菌汚染が生じるのかについて、各団体による原因追及を促していく必要がある。

6.　まとめ

今回、法改正にともなって開始したと畜検査員による外部検証についてとりまとめ、その効果と課題を整理した。HACCP は自主衛生管理であるため、外部検証を通して、管理課、名食、公社自らが HACCP に基づく衛生管理を徹底し、必要に応じて見直すよう食肉衛生検査所として引き続きサポートしていきたい。各団体に一方的に指導するだけでなく、互いに意見を出し合い協力して現状を改善し、我々検査員も自身の衛生意識を見直しながら、より衛生的なと畜の実現に努めていきたい。

（３）名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について

全国食肉衛生検査所協議会　東海・北陸ブロック　第 33 回研修会

名古屋市食肉衛生検査所　○小林寛、曽田友和、松本文美、横井伸行

はじめに

当所では、動物用医薬品の残留した食肉の流通を防止するために、病畜搬入個体や、と畜検査により保留となった牛及び豚に対して残留動物用医薬品検査を実施している。また、牛及び豚の定期的なモニタリング検査についても実施している。

と畜検査を申請する者は、と畜場法に基づいて病歴や投薬歴等を申請書に記載しなければならないと定められており、当所では生産農家から提出された診断書又は申告書の記載内容を検査員が確認している。しかし、過去には申告書等が未提出であったにも関わらず、当所の検査により動物用医薬品が検出された事例や、検査結果と記載された投薬歴が異なる事例があった。情報が正確でない場合、動物用医薬品の残留した食肉が流通するリスクがあることから、正確な投薬歴等を記載した申告書等の提出を指導しているが、いまだ同様の事例が散見される。そこで今回、令和元年度から令和 3 年度までの過去 3 年間分について、【1】生産農家の申告状況調査【2】当所で実施した残留動物用医薬品検査【3】生産農家への聞き取り調査についてまとめたので報告する。

結果

【1】 生産農家の申告状況調査

①生産農家からの診断書及び申告書の提出状況

令和元年度から令和 3 年度における結果は、表 1 に示す通りであった。

表 1　生産農家からの申告

	牛			豚		
	*1 申告が必要な生産農家の数	申告を行った農家の数	申告率 (%)	*2 申告が必要な生産農家の数	申告を行った農家の数	申告率 (%)
R1	33	32	97	65	52	80
R2	43	42	98	64	59	92
R3	42	39	93	59	50	85

*1 牛は、病畜については診断書の提出を、健康畜については病歴や投薬歴がある場合に申告書等を提出することとしており、申告書等の提出が必要な生産農家数を計上した。
*2 豚は、と畜検査を申請する全ての生産農家に対して申告書等を提出することとしているため、名古屋市南部と畜場でと畜を行う全生産農家数を計上した。

② 抗菌薬別使用申告件数

使用申告があった抗菌薬は、牛ではセフェム系抗菌薬が最も多く、細菌性肺炎やフレグモーネ等の感染症の治療に使用されていた（図 1)。豚はマクロライド系抗菌薬が最も多く、発咳等の感染症予防や細菌性肺炎等の治療に使用されていた（図 2)。

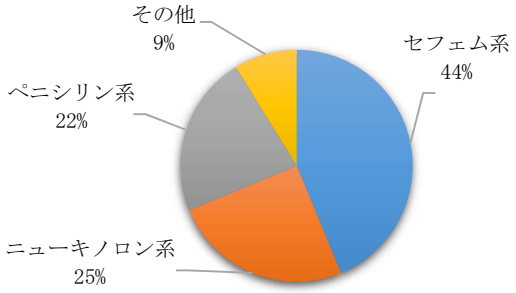

図 1　過去 3 年間の抗菌薬別使用申告件数の内訳（牛）

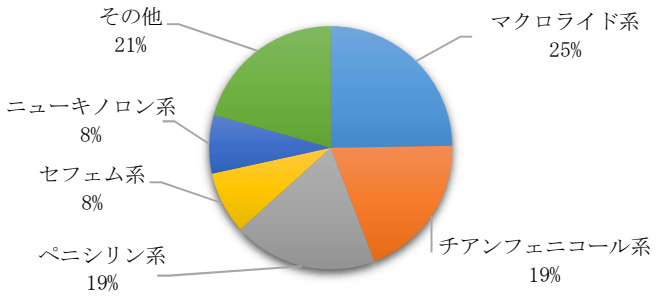

図 2　過去 3 年間の抗菌薬別使用申告件数の内訳（豚）

【2】残留動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査は、腎臓、頸肉及び肝臓を検体として実施している。このうち、検査により陽性頭数が最も多い腎臓の結果について集計した。

① 簡易検査法の結果

過去 3 年間において、病畜及び保留畜となった牛 17 頭、豚 57 頭が陽性と判定された。モニタリング検査の対象となる獣畜は全て陰性であった（表 2）。

表 2　簡易検査法の結果

	牛								豚							
	病畜・保留畜				モニタリング検査対象畜				病畜・保留畜				モニタリング検査対象畜			
	R1	R2	R3	計	R1	R2	R3	計	R1	R2	R3	計	R1	R2	R3	計
検査頭数	78	104	123	305	6	6	10	22	953	1,168	1,126	3,247	48	12	35	95
陽性頭数	6	4	7	17	0	0	0	0	21	18	18	57	0	0	0	0

② 分別推定法の結果

簡易検査法で陽性と判定された検体では、さらに分別推定法により、ニューキノロン（NQ）系、テトラサイクリン（TC）系、マクロライド（ML）系、ペニシリン（PC）系、アミノグリコシド（AG）系及びサルファ剤の系統を推定している。牛は 17 頭中 8 頭、豚は 57 頭中 15 頭で推定系統が判明し、そのうちニューキノロン系抗菌薬の残留が牛、豚ともに多く確認された（表 3）。

表 3　分別推定法の結果

	年度	推定系統						計
		NQ	TC	ML	PC	AG	サルファ剤	
牛	R1	2	1	0	1	0	0	4
	R2	2	1	0	0	0	0	3
	R3	1	0	0	0	0	0	1
	計	5	2	0	1	0	0	8
豚	R1	2	2	2	1	0	0	7
	R2	3	0	1	0	0	0	4
	R3	3	0	0	1	0	0	4
	計	8	2	3	2	0	0	15

【3】生産農家への聞き取り調査

残留動物用医薬品検査により、残留薬剤の系統が推定されたものの、生産農家から当該薬剤の使用申告が無かった場合や推定薬剤と申告書等記載の使用薬剤が異なっていた場合等は、生産農家に聞き取り調査を行っている。その結果、申告と異なる新たな投薬歴が判明した事例が見受けられた（表 4)。

表 4　聞き取り調査（括弧内は調査の結果、新たな投薬歴が判明した件数を示す）

	使用薬剤の申告がない		推定薬剤と申告薬剤が異なる		その他	
	牛	豚	牛	豚	牛	豚
R1	1(1)	0	0	1(1)	0	2(1)
R2	0	3(2)	0	0	0	1(1)
R3	0	1(1)	0	1	0	1(1)

考察及びまとめ

名古屋市南部と畜場における過去 3 年間の投薬歴等の申告状況は、病畜として搬入された牛では全て申告書等が提出されていたが、と畜検査により、保留となった牛では申告書等の提出がないことがあった。また、豚では、出荷頻度や出荷頭数の少ない生産農家から申告書等が提出されないことがあったため、牛、豚ともに申告率は 100%に至らない状況であった。

次に、残留動物用医薬品検査では、モニタリング検査の結果、陽性と判定された個体はいなかったものの、病畜や保留畜では、3 年間に牛 17 頭、豚 57 頭が簡易検査法で陽性と判定された。その結果を受けて実施した分別推定法では、牛、豚ともに検出された抗菌薬の半数以上がニューキノロン系抗菌薬であった。抗菌薬別使用申告件数の集計結果では、ニューキノロン系抗菌薬の比率は牛では 25%、豚では 8%であり、分別推定法の結果と異なった。その詳細な理由は不明であるが、ニューキノロン系抗菌薬は病畜に使用されていることが多く、病畜は排泄機能や代謝機能が低下しており、使用禁止期間及び休薬期間を守っていたとしても薬剤が残留していたと推測された。

最後に、聞き取り調査から、一部の生産農家では申告と異なる薬剤の使用が判明し、投薬管理を適切に行っていない実態が明らかになった。令和 2 年度には、同一農家から出荷された豚で、申告書に記載の無い系統の薬剤が短期間に続けて検出された事例があった。調査の結果、生産農家の使用薬剤に対する認識不足や、現場獣医師との情報伝達不足が原因である可能性があったため、当所からの口頭指導と併せて、当該農家を管轄する家畜保健衛生所に指導を依頼した。その結果、当該農家は投薬歴を詳細に申告する等の改善がみられた。

今後も引き続き、投薬歴を正しく申告するよう、関係機関の協力も得ながら、生産農家に対して指導を行っていくとともに､当所においても残留動物用医薬品検査の拡充を図り、検査結果をフィードバックすることで、生産農家の投薬管理に対する意識を向上させ、より安全な食肉の提供に繋げていきたい。

2　研究・発表一覧（平成 22 年度～令和 4 年度）

年度	演　　題　　名	学　会　名　等	発 表 者 名
22	牛の口腔内腫瘍	全食検協 第 62 回病理部会研修会	中村　小百合
	「食品に対する消費者の意識とは？」食肉衛生検査所見学者のアンケートについて	全食検協 東海北陸ブロック研修会	松葉　玲
23	食肉の拭き取り検体における腸管出血性大腸菌 0157 等の検査法の検討	平成 23 年度食品衛生業務報告会	安藤　美保
24	豚の骨の腫瘍	全食検協 東海北陸ブロック研修会	鈴木　佐緒里
	豚の肝臓腫瘤	全食検協 第 65 回病理部会研修会	對馬　真由歌
25	豚の肝臓腫瘤	全食検協 第 66 回病理部会研修会	對馬　真由歌
	牛の上顎部腫瘤	全食検協 第 67 回病理部会研修会	橋本　幸江
	と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討	平成 25 年度食品衛生業務報告会	松葉　玲
26	豚の右肩部および頚部腫瘤	全食検協 第 68 回病理部会研修会	橋本　幸江
	豚の腎臓腫瘤	全食検協 第 69 回病理部会研修会	佐橋　祐磨
	豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	平成 26 年度食品衛生業務報告会	岩　賢
27	豚の全身性腫瘍	全食検協 第 70 回病理部会研修会	日比野　拓己
	豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 *Streptococcus suis* の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	愛知県獣医師会第 55 回学術発表会	市川　隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について	全食検協 第 34 回理化学部会研修会	井上　裕介
	管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み	全食検協 東海北陸ブロック研修会	丹羽　毅
	豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 *Streptococcus suis* の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	市川　隆

年度	演　　題　　名	学　会　名　等	発 表 者 名
29	豚の胸部腫瘤	全食検協 第 74 回病理研修会	前田　麻友子
	と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて	平成 29 年度食品衛生業務報告会	山口　敏彦
	病理学的検査によるつくね中の異物の同定について	獣医公衆衛生関係研修会	前田　麻友子
	名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策	獣医公衆衛生関係研修会	野田　千帆
	豚の全身性メラノーシスの１例	愛知県獣医師会第 56 回学術研究発表会	前田　麻友子
30	食品中の異物への病理組織学的検査の活用	食品・動物業務事例研究会	渡戸　欽也
	所管すると畜場における牛白血病の病理学的及び疫学的調査からみた一考察	全食検協 東海北陸ブロック研修会	佐橋　祐磨
	豚の眼の腫瘤	全食検協 第 75 回病理研修会	渡戸　欽也
	5S 活動を活用したと畜検査の衛生管理向上について	平成 30 年度食品衛生業務報告会	渡戸　欽也
	と畜検査における衛生標準作業手順(SSOP)の導入について	愛知県獣医師会第 57 回学術研究発表会	渡戸　欽也
31	牛の心臓の腫瘤	全食検協 第 76 回病理研修会	渡戸　欽也
	所管すると畜場に搬入された牛における牛白血病の浸潤調査からみた一考察	全食検協 東海北陸ブロック研修会	佐橋　祐磨
	同上	獣医公衆衛生関係研修会	佐橋　祐磨
	低温殺菌法の危険性の検討について	令和元年度食品衛生業務報告会	廣中　彩加
	豚の両側眼瞼に発生した形質細胞腫の１例	日本獣医師会雑誌第 75 巻第 3 号(2020)	渡戸　欽也

年度	演　　題　　名	学　会　名　等	発 表 者 名
R2	牛の肝臓	全食検協 第 77 回病理研修会	渡戸　欽也
	管内と畜場に搬入された牛及び豚における *Escherichia albertii* の保菌状況調査	全食検協 東海北陸ブロック研修会	冨山　満里奈
	牛の黒褐色腎	愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会	渡戸　欽也
	所管すると畜場に搬入された牛から検出された牛伝染性リンパ腫ウイルスの遺伝子解析	愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会	佐橋　祐磨
	各種食器用洗剤における洗浄力及び除菌効果の比較	令和 2 年度食品衛生業務報告会	酒井　智美
	管内と畜場に搬入された牛及び豚における *Escherichia albertii* の保菌状況調査	令和 2 年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	冨山　満里奈
R3	東海地方の家畜からの *Escherichia albertii* 分離と性状解析	日本獣医師会雑誌第 75 巻第 5 号(2021)	冨山　満里奈
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について	令和 3 年度食品衛生業務報告会	小林　寛
	同上	愛知県獣医師会第 59 回学術研究発表会	小林　寛
R4	と畜場に搬入される豚のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）の保有状況及び性状解析調査	全食検協 東海北陸ブロック研修会	武藤　裕太郎
	同上	愛知県公衆衛生研究会	武藤　裕太郎
	名古屋市南部と畜場における外部検証の実施状況	令和 4 年度食品衛生業務報告会	市川　美保
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	小林　寛